

労働相談パワハラ最多

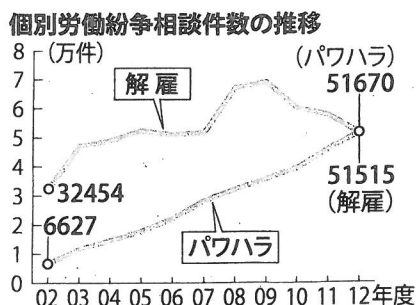
「バカ」など中傷、暴言／腰痛社員に過酷作業

全国にある労働局の「個別労働紛争解決制度」に寄せられた相談内容のうち、2012年度は「いじめ・嫌がらせ（パワハラ）」が5万1670件に上り、11年度までトップの「解雇」を抜いて初めて最多となった。厚生労働省が31日発表した。同省は「パワハラは労働問題、との意識が広がった」とみるが、短期間での成果や効率を求める企業の姿勢が強まり、働きづらい職場の現状が浮き彫りになった形だ。

【東海林智】

同制度は労働組合の組織率が下がる中、個人と会社の個別紛争を解決する制度として厚労省が01年からスタートさせた。同省によると、12年度の相談は約106万件（前年度比3・8%減）あり、民事上の個別トラブルに関するものは約25万件（同0・6%減）。内訳はパワハラ5万1670件（同12・5%増）、解雇5万1515件（同10・9%減）で、労働条件引き下げ、退職勧奨などが続いた。パワハラは02年度は6627件だったが、毎年右肩上がりに増加。12年度の内容は「バカ」などの中傷や暴言▽腰を負傷した社員に過酷な作業を割り当てる――などがあった。相談者のうち正社員が39・8%に上る一方、非正規雇用も31・5%おり、弱い立場の人が問題を抱える傾向がみえた。

「解雇」抜き初 同僚のいじめも



04年に設立されたNPO法人「労働相談センター」の窓口にも、パワハラ相談が殺到している。

「食事や休憩もなく9時間怒られ続けた」「夏は冷房、冬は暖房が利かない場所に机を移動させられ仕事をさせられる」――。20り、異常事態」と話す。

労働環境問題に詳しい甲南大名誉教授の熊沢誠さんの話 最近の企業では、部下が直属の上司に労働条件を決められる割合が高まっている。その上司もさらに上から厳しいノルマを課される。そうした中で成果を求められ、パワハラが激しくなっている。パワハラは多様な形態になっており、相談件数は氷山の一角だ。